

入札説明書

調達内容等件名 広島市水道局牛田浄水場で使用する電気

公 告 日 令和元年12月19日
(広島市報調達号外585号)

上記に係る入札等については、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）その他の関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

広島市水道局財務課契約係

項目及び構成

- 1 契約者
- 2 契約担当部局
- 3 調達内容
- 4 競争入札参加資格
- 5 競争入札参加資格申請書の提出
- 6 競争入札参加資格の通知
- 7 競争入札参加資格の喪失
- 8 契約条項を示す場所
- 9 入札の方法
- 10 開札
- 11 その他

契約書（案）及び仕様書

- | | |
|-----|-----------------------|
| 別紙1 | 平成30年度最大使用電力日における負荷曲線 |
| 別紙2 | 平成31年度最大使用電力日における負荷曲線 |
| 別紙3 | 使用予定電力量及び実績 |
| 別紙4 | 日別・時間別使用電力量の実績 |

- 別添 競争入札参加資格確認申請書
入札参加資格の確認に係る納税証明書について
入札書（指定様式）
入札附属書
委任状
仕様書等に関する質問書（指定様式）
入札書等の提出について

1 契約者

広島市水道事業管理者

2 契約担当部局

〒730-0011

広島市中区基町9番32号

広島市水道局財務課契約係

電話 082-511-6826 (直通)

3 調達内容

(1) 調達等件名及び数量

広島市水道局牛田浄水場で使用する電気 予定使用電力量 5,792,973 kWh (1年間)

(2) 履行の内容等

別紙「仕様書」のとおり。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

(4) 履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで(1年間)

(5) 履行場所

広島市水道局牛田浄水場

広島市東区牛田新町一丁目8番1号

4 競争入札参加資格

次に掲げる入札参加資格を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市水道局契約規程第4条の規定に該当しない者であること。

(2) 広島市競争入札参加資格の「令和2・3・4年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務(建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。)の提供」の契約の種類「物

品の売買、修繕及び製造の請負」の登録種目「16-01 電力供給」に登録している者であること。

当該広島市競争入札参加資格を有していない者で、本件入札に参加を希望するものは、本市所定の申請書に必要事項を記載の上、添付書類を添えて、次のとおり提出すること。

ア 申請期間

入札公告の日から令和2年1月15日（水）までの広島市の休日を定める条例（平成3年条例第49号）第1条第1項の各号に掲げる市の休日（以下「市の休日」という。）を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

イ 申請書等の交付方法、提出場所又は問合せ先

次の場所において交付し、又は広島市のホームページ（<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>）のトップページの「産業・雇用・ビジネス」→「入札・契約」→「資格審査申請や変更届など」→「物品・役務等競争入札参加資格申請について（WTO案件）」に掲載する。

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市財政局契約部物品契約課

電話 082-504-2083（直通）

ウ 申請方法

申請書等は、前記イ（申請書等の交付方法、提出場所又は問合せ先）の場所に持参するものとし、郵送又はファクシミリによる申請は受け付けない。

エ 申請者の義務

申請者は、本局から申請書等に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 入札公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本局の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

5 競争入札参加資格確認申請書等の提出

本件入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書等を提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、本局から一般競争入札参加資格申請書等に関し説明を求められた場合、これに応じなければならない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書の交付方法

競争入札参加資格確認申請書は、広島市水道局のホームページ（<http://www.water.city.hiro>）

shima.jp/) のトップページ右の「契約情報」→「発注見通し・入札公告・入札結果」→「入札公告・入札結果」の「令和2年度案件」(以下、同じ。)からダウンロードできる。

ただし、これにより難しい場合(ダウンロードできない場合の書類を含む。)は、次により交付する。

ア 交付期間

入札公告の日から令和2年1月22日(水)までの市の休日を除く午前8時30分から午後5時まで。

イ 交付場所

前記2(契約担当部局)に同じ。

(2) 競争入札参加資格確認申請書等の提出方法

ア 提出期間

前記(1)アに同じ。

イ 提出場所

前記2(契約担当部局)に同じ。

ウ 提出方法

郵送(配達証明付書留郵便に限る。)又は持参。なお、郵送する場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限日の午後5時までに必着させること。

6 競争入札参加資格確認の通知

競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札の参加資格を有すると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書により通知する。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格を有する者であると認められた者が、前記4の各号いずれかの条件を欠いたときは、競争入札参加資格を喪失する。

8 契約条項を示す場所

(1) 契約条項を示す場所

広島市水道局のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、次により交付する。

ア 交付期間

入札公告の日から令和2年1月29日（水）までの市の休日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで

イ 交付場所

前記2（契約担当部局）に同じ

(2) 入札書、入札説明書、仕様書等の交付方法

広島市水道局のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、前記(1)ア及びイにより交付する。

(3) 仕様書等に関する質問

ア 仕様書等に関する質問がある場合は、次により、仕様書等に関する質問書を提出すること。なお、仕様書等に関する質問書は、広島市水道局のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、前記(1)ア及びイにより交付する。

(ア) 提出期間

入札公告の日から令和2年1月15日（水）までの市の休日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

(イ) 提出場所及び問合せ先

〒730-0011

広島市中区基町9番32号

広島市水道局技術部調整課

電話 082-511-6861（直通）

(ウ) 提出方法

郵送（配達証明付書留郵便）又は持参とする。

イ 前記アの質問に対する回答は、質問を受けた日の翌開庁日以後において、次のとおり閲覧に供する方法で回答する。

(ア) 閲覧期間

令和元年12月20日（金）から令和2年1月29日（水）までの市の休日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

(イ) 閲覧場所

前記ア(イ)に同じ。

9 入札の方法

(1) 入札書の提出場所

前記2（契約担当部局）に同じ。

(2) 入札書及び入札附属書の提出期限

令和2年1月29日（水）の午後5時までに提出すること。

郵送する場合は、配達証明付書留郵便とし、令和2年1月29日（水）の午後5時までに必着させること。

(3) 入札書及び入札附属書の作成方法等

ア 入札書及び入札附属書は日本語で記載すること。また、入札金額及び入札附属書に記載する金額は日本国通貨とする。

イ 入札書は、本局所定の用紙によること。

ウ 入札書（指定様式）の記載項目

(ア) 入札書第何回

(イ) 年月日「令和 年 月 日」（提出日を記入すること。）

(ウ) 競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名及び押印（代理人が入札する場合は代理人の氏名及び押印）

(エ) 入札金額（参考 1年間の予定総額）及び入札金額を1年間の予定使用電力量で割った額

(オ) 基本料金単価（契約電力に対する契約希望単価）

(カ) 電力量料金単価（予定使用電力量に対する契約希望単価）

(キ) 割引料金（月額）

(ク) 「消費税法第9条第1項の適用について」は、該当の数字を○印で囲むこと。

(注) 記載するに当たって、次の点に注意すること。

1 「競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名」及び「印」は、広島市競争入札参加資格申請書において委任状を提出している場合は、受任者の住所、商号（名称）及び代表者の職氏名とし、印章は同申請書において提出した使用印鑑届により届け出たものとする。

2 外国事業者にあつては、押印を署名に代えることができる。

3 入札金額の訂正は認めない。

4 本入札書に記載する入札金額（参考 1年間の予定総額）は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札附属書により見積もった1年間の予定総額の110分の100に相当する金額を記載すること。

エ 入札附属書の記載項目

仕様書に示した契約電力及び予定使用電力量に対して、契約電力及び予定使用電力量の契約希望単価並びに割引がある場合はその割引料金を控除して計算した結果を記載すること。ただし、別紙「入札附属書（入札書積算内訳）」の様式に積算の内訳を記載できない場合は、別紙「入札附属書（入札書積算内訳）」を見本に、入札金額（参考 1年間の予定総額）の積算の内訳を任意様式（用紙はA4サイズ（定型）とし、2ページ以上に及ぶ場合には袋とじのうえ、割印をすること。）に記載して提出すること。

なお、入札附属書の積算に誤りがある場合、また、入札附属書が入札書記載金額と対応していない（金額が一致していない）場合は、入札書を無効とする。

- (ア) 標題「入札附属書（入札書積算内訳 第何回）」
- (イ) 年月日「令和 年 月 日」（提出日を記入すること。）
- (ウ) 競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名及び押印（代理人が入札する場合は代理人の氏名及び押印）
- (エ) 仕様書に定めた標準力率での契約電力に対する各月の基本料金の契約希望単価（標準力率の変動に対する積算を伴う場合はその積算方法。複数設定可能。）
- (オ) 予定使用電力量に対する電力量料金の各月の契約希望単価（複数設定可能。）、金額及び積算方法
- (カ) 割引がある場合、その割引料金及び積算方法
- (キ) 各月の基本料金と電力量料金の合計から、割引料金を差し引いた合計金額
- (ク) 1年間の予定使用電力量、予定総額
- (ケ) 1年間（履行期間）における基本料金と電力量料金の合計から、割引料金を控除した合計金額及び当該合計金額の110分の100に相当する金額（予定総額）

（注） 記載するに当たって、次の点に注意すること。

- 1 「競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名」及び「印」は、広島市競争入札参加資格申請書において委任状を提出している場合は、受任者の住所、商号（名称）及び代表者の職氏名とし、印章は同申請書において提出した使用印鑑届により届け出たものとする。
- 2 外国事業者にあつては、押印を署名に代えることができる。
- 3 基本料金及び電力量料金の単価には、1円未満の端数を含むことができる。ただし、各月の基本料金と電力量料金の合計から割引料金を控除した合計金額に1円未満の端数があるときには、その全部を切り捨てた金額を記入すること。
- 4 別紙入札附属書に示した予定使用電力量は、使用月の日量を集計したものである。

(4) 入札書及び入札附属書の提出方法等

ア 入札書及び入札附属書を直接提出する場合は、入札書及び入札附属書を同一の封筒に入れ封印し、かつ、封皮に商号（名称）及び「令和2年1月30日開札（広島市水道局牛田浄水場で使用する電気）の第1回入札書在中」の旨を記載し、前記2（契約担当部局）に入札書の提出期限（前記(2)）までに提出しなければならない。

なお、開札日には、第1回目の入札で落札者がいない場合は続けて入札を行うため、第2回目、第3回目の入札書及び入札附属書を準備しておくことをおすすめします。また、開札に立ち会わない場合は、入札回数に相応する入札書及び入札附属書を同封して提出すること。

（別添「入札書等の提出について」参照）

イ 入札書及び入札附属書を郵便（配達証明付書留郵便に限る。）により提出する場合は、入札回数は3回を限度とするので、入札回数に相応する3通の入札書及び入札附属書を作成し、3通それぞれ封筒に入れて封印し、その封皮には入札者の商号（名称）を記載し、「令和2年1月30日開札（広島市水道局牛田浄水場で使用する電気）の入札書第何回目在中」と朱書すること。これらを封筒に入れて二重封筒とし、表面に「令和2年1月30日開札（広島市水道局牛田浄水場で使用する電気）の入札書在中」と朱書し、親展により前記2（契約担当部局）あて入札書の提出期限（前記9(2)）までに必着させなければならない。（別添「入札書等の提出について」参照）

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札書等の提出後は、入札（開札）日時前であっても、提出された入札書等の引換え、差換え又は撤回等は認めない。

(5) 無効の入札書

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 本件公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び開札日時以後、落札者の決定までの間に前記4(2)の広島市競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受け、又はその他の一般競争入札参加資格を満たさなくなった者がした入札

イ 一般競争入札参加資格申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 入札金額を訂正したもの

エ 再度入札等を実施する場合において、直前の入札（無効となった入札を除く。）の最低価格以上の価格でした入札

オ その他広島市水道局契約規程第10条各号のいずれかに該当する入札（ただし、外国事業者が同条第1号の押印に代えて署名したものは除く。）

カ 物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成7年広島市水道局規程第11号)第7条第5項の規定に基づき入札書を受領した場合で、同項の規定に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときにおける入札

(6) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、別添の様式による委任状を開札時までに提出すること(外国事業者にあつては、押印を署名に代えることができる。)

イ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

(7) 入札回数

3回を限度とする。

(8) 入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があつた場合、事故の発生等により郵便による入札の執行が困難な場合又は入札参加者の談合や不穏な行動の情報があつた場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

また、開札後においても発注者の入札手続の誤りなどにより入札の公正性が損なわれると認められたときは入札を中止することがある。

(9) 入札方法

ア 入札書の入札金額は、入札附属書により見積もつた1年間の予定総額の110分の100に相当する金額を記載すること。

イ 入札書には、入札附属書に記載した契約希望金額の単価を記入すること。

ウ 落札の決定に当たっては、総価により行う。

(10) 契約方法

契約は、入札書に記載された基本料金単価及び電力量料金単価(当該金額に1円未満の端数を含むことができる。)で行う。

(11) 燃料調整費等

入札価格の算定に当たっては、燃料調整費及び再生可能エネルギー発電促進賦課金については、入札金額に含まないものとして入札すること。

10 開札

(1) 開札の日時及び場所

令和2年1月30日開札 午前10時

広島市水道局基町庁舎10階 入札室

(2) 開札

- ア 入札参加者は、開札に立ち会うこと（立ち会うことができる者は、1名とする。）。立ち会うことができない場合は、開札時刻までに前記2の契約担当部局に連絡すること。入札参加者が立ち会わない場合、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- イ 入札参加者は、開札時刻後においては、開札場所に入場することはできない。
- ウ 入札参加者は、開札場所に入場しようとするときは、入札執行職員の求めに応じ「競争参加資格を証明する書類（資格審査結果通知書の写し）」及び身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- エ 入札参加者は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場所から退場することができない。
- オ 開札をした場合において、各人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときには、直ちに再度の入札を行う。

(3) 落札者の決定方法

- ア 本件公告に示した調達サービスを履行できると本局が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、開札日の翌日（市の休日でない日）にくじ引きにより落札者（落札者となるべき者）を決定するものとする。ただし、同価の入札をした者の全てが立会している場合には、開札後直ちに、くじ引きにより落札者を決定する。
なお、くじ引きをしない者がある場合には、当該入札事務に関係のない職員がその者に代わってくじ引きを行う。
- ウ 他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該入札書を提出した入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができることを確保するため、当該入札者に照会することができる。

11 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除する。（広島市水道局契約規程第12条第3号、第34条第7号）
- (3) 契約手続における交渉の有無
無

(4) 契約書の作成等

ア 落札者は、落札決定した日から5日以内の日（最終日が、市の休日に当たるときは、最終日後において、最終日に最も近い市の休日でない日）に契約書を取り交わすものとする。

イ 落札者が前記アの日に契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すとともに、広島市競争入札参加資格を取り消す。また、落札決定を取り消された者は、契約予定金額に基づく総支払予定額に対する入札保証金相当額の損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を支払うものとする。

ウ 契約書は2通作成し、本局及び落札者がそれぞれ各1通を保有する。

エ 契約書の作成に要する費用は全て落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は本局が交付する。

オ 本契約は、本局が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ確定しないものとする。ただし、外国事業者にあつては、押印を署名に代えることができる。

(5) 契約条項

別紙契約書（案）のとおり。

(6) 本件公告に示した契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。次年度以降の予算が減額又は削除された場合は、契約の変更又は解除をすることがある。

また、本局は当該契約の変更又は解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

(7) 本調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された「政府調達に関する協定」（以下「協定」という。）及び2012年3月30日ジュネーブで作成された「政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定」（以下「改正協定」という。）の適用を受ける調達であるため、協定第20条及び改正協定第18条に定める苦情処理手続により、調達者が契約を締結すべきでない旨又は契約の執行を停止すべき旨の判断をしたときは、契約締結の留保及び契約解除を行うことができる。

契 約 書 (案)

広島市（以下、「発注者」という。）と、〇〇〇〇株式会社（〇〇〇〇部）（以下、「受注者」という。）とは、広島市水道局牛田浄水場で使用する電気の需給に関し次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき発注者の広島市水道局牛田浄水場で使用する電力を需要に応じて供給し、発注者は受注者にその対価（以下、「電気料金」という。）を支払うものとする。

（契約金額）

第2条 契約金額は、次のとおりとする。

基本料金 単価（常時）	〇, 〇〇〇. 〇〇円/kW（消費税及び地方消費税を含む。）
基本料金 単価（予備）	〇〇〇. 〇〇円/kW（消費税及び地方消費税を含む。）
電力量料金 単 価	〇〇. 〇〇円/kWh（消費税及び地方消費税を含む。）

2 受注者の発電費用等の変動により契約金額の改定を必要とするときは、発注者と受注者とが協議して、これを改定できる。

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和2年〇〇月〇〇日から令和3年3月31日までとする。（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

（履行期間）

第4条 履行期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

（契約保証金）

第5条 発注者は、本契約に係る受注者が納付すべき契約保証金を全額免除する。

（権利義務の譲渡等）

第6条 受注者は、本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、発注者の承認を受けた場合は、この限りではない。

（使用電力量の増減）

第7条 発注者の使用電力量は、発注者の都合により予定使用電力量から変動することができる。

（契約電力の増減）

第8条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。ただし、最大需要電力が500kW以上となる場合は、発注者と受注者とが協議して、契約電力を決定するものとする。

2 前項の規定により契約電力が500kWを超え発注者と受注者とが協議の上契約電力を決定した後に、発注者が契約電力を超えて電気を使用した場合は、超過金の支払について発注者と受注者とが協議を行い、超過金の支払が適当であると認められた時は、発注者は当該協議において決定された金額を超過金として受注者の指定する期限内に支払うものとする。

（使用電力量の計量及び検査）

第9条 毎月の電力量の計量日は、発注者と受注者とが協議の上各月ごとに定めるものとし、受注者は計量日に記録された電力量計の読みにより使用電力量を計量し、発注者の指定する職員等の検査を受けなければならない。

（電気料金の算定）

第10条 電気料金は、基本料金と電力量料金の合計額から割引料金を引いた額とする。（当該金額に

1 円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額)

- 2 基本料金は、契約電力に第2条第1項の基本料金単価を乗じて得た額とする。ただし、受注者は、仕様書に定めのある標準力率の変動に従い基本料金の請求額を変動させることができるものとする。
- 3 電力量料金は、前条により読み取った1月の使用電力量に第2条第1項の電力量料金単価を乗じて得た額とする。ただし、本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費調整制度に準じて電力量料金を変動させることができるものとし、燃料費調整を行う場合は、算定方法等について、あらかじめ発注者と受注者とが協議の上定めるものとする。
- 4 再生可能エネルギー発電促進賦課金については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年8月30日法律第108号)により経済産業大臣が定めた再生可能エネルギー発電促進賦課金単価によって、算定するものとする。

(電気料金の支払及び遅延利息)

第11条 受注者は、第9条に定めた検査終了後、前条により算定した額を1か月毎に請求するものとする。(当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額)

- 2 発注者は、受注者から適法な支払請求書を受領した後、受注者が指定した期日までに当該請求額を支払うこととする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、受注者が指定した期日までに電気料金を支払わない場合においては、受注者は、当該未払い金額に対し、「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示」で定められた割合で計算した額の遅延利息を発注者に請求できるものとする。ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(談合行為等の措置)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に係る入札(見積合わせを含む。以下同じ。)に関して、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第7条又は第7条の2の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。
 - (2) この契約に係る入札に関して、受注者(受注者の役員、代理人又は使用人その他の従業員。次号において同じ。)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき。
 - (3) その他この契約に係る入札に関して、受注者が前2号に規定する行為をしたことが明白となったとき。
 - (4) この契約に係る入札に関して、受注者が、刑法第198条に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき、又は当該行為をしたことが明白となったとき。
- 2 受注者は、前項各号のいずれかに該当するときは、第10条第1項に基づき算定した電気料金(各年度の支払予定額のうち最も高い額)の20パーセント(ただし、前項第4号に該当するときは、10パーセント。)に相当する額を、損害金として発注者に支払わなければならない。この契約の解除又は終了の後においても、同様とする。
- 3 前2項の規定において、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する損害金の額を超えるときは、発注者は受注者に対しその超える額についても損害賠償請求することができる。

(契約解除)

第13条 発注者は、次の各号の一に該当すると認めるときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者が天災その他不可抗力により電力の供給をする見込みがないと認めるとき。
- (2) 受注者が正当な事由により解約を申し出たとき。

- (3) 本契約の履行に関し、受注者又はその使用人等に不正の行為があったとき。
- (4) 警察等捜査機関からの通報等により、法人若しくは事業を営む個人又はそれらの役員等(広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(以下「暴力団等排除措置要綱」という。)第2条第8項に規定する役員等をいう。以下同じ。)が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき。
- ア 暴力団等排除措置要綱第2条第1項に規定する暴力団
 - イ 暴力団等排除措置要綱第2条第2項に規定する暴力団員等
 - ウ 暴力団等排除措置要綱第2条第3項に規定する暴力団経営支配法人等
 - エ 暴力団等排除措置要綱第2条第4項に規定する被公表者経営支配法人等
 - オ 暴力団等排除措置要綱第2条第5項に規定する暴力団関係者

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 受注者は、前項第3号から第5号のいずれかの規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。

3 受注者は、第1項第3号から第5号の規定により契約を解除されたときは、第10条第1項に基づき算定した電気料金(各年度の支払予定額のうち最も高い額)の10パーセントに相当する額を、違約金として発注者に支払わなければならない。

(契約解除後の処理)

第14条 契約が解除された場合には、第1条の義務は消滅する。

2 発注者は、契約が解除された場合において、既に契約を解除した日が属する月の電力の供給を受けているときは、次の各号により算定した額の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を受注者に支払うものとする。

(1) 契約を解除しなかったものとした場合の同月の基本料金を、同月の契約解除した日までの日数を1か月30日として按分した額。

(2) 同月の計量日から契約を解除した日までに使用した同月の電力量に、第2条第1項の電力量料金単価を乗じて得た額。

3 前項の支払は、第11条に従うものとする。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第15条 受注者は、契約の履行に当たり暴力団等(暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。第4項において同じ。)から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 受注者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 受注者は、前項の規定による排除対策を講じたにもかかわらず、電気の供給に支障が生じるおそれがある場合は、発注者と電気の供給に関する協議を行わなければならない。

4 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

5 受注者は、前項の被害により電気の供給に支障が生じるおそれがある場合は、発注者と電気の供給に関する協議を行うものとする。

(守秘義務)

第16条 発注者及び受注者は、本契約の締結により知り得た相手方の情報を、事前に相手方の承諾を得ることなく、第三者に漏洩してはならないものとする。

2 発注者及び受注者は、契約期間満了後又は解約等による契約終了後も、前項の守秘義務を遵守するものとする。

(特約事項)

第17条 本契約について、次年度の予算が減額・削除された場合には、本契約の変更・解除を行うことがある。また、発注者は、当該変更・解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。
(その他)

第18条 本契約の条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めのない事項は、入札附属書等に示された条件に基づき、発注者と受注者とは協議して決定する。

2 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立の管轄は、広島地方裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し発注者及び受注者が記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年〇〇月〇〇日

発注者 広島市中区基町9番32号

広島市

代表者 広島市水道事業管理者

広島市水道局長 友広 整二

印

受注者 〇〇県〇〇市〇区〇〇町〇番〇号

〇〇〇〇株式会社

職名 氏名

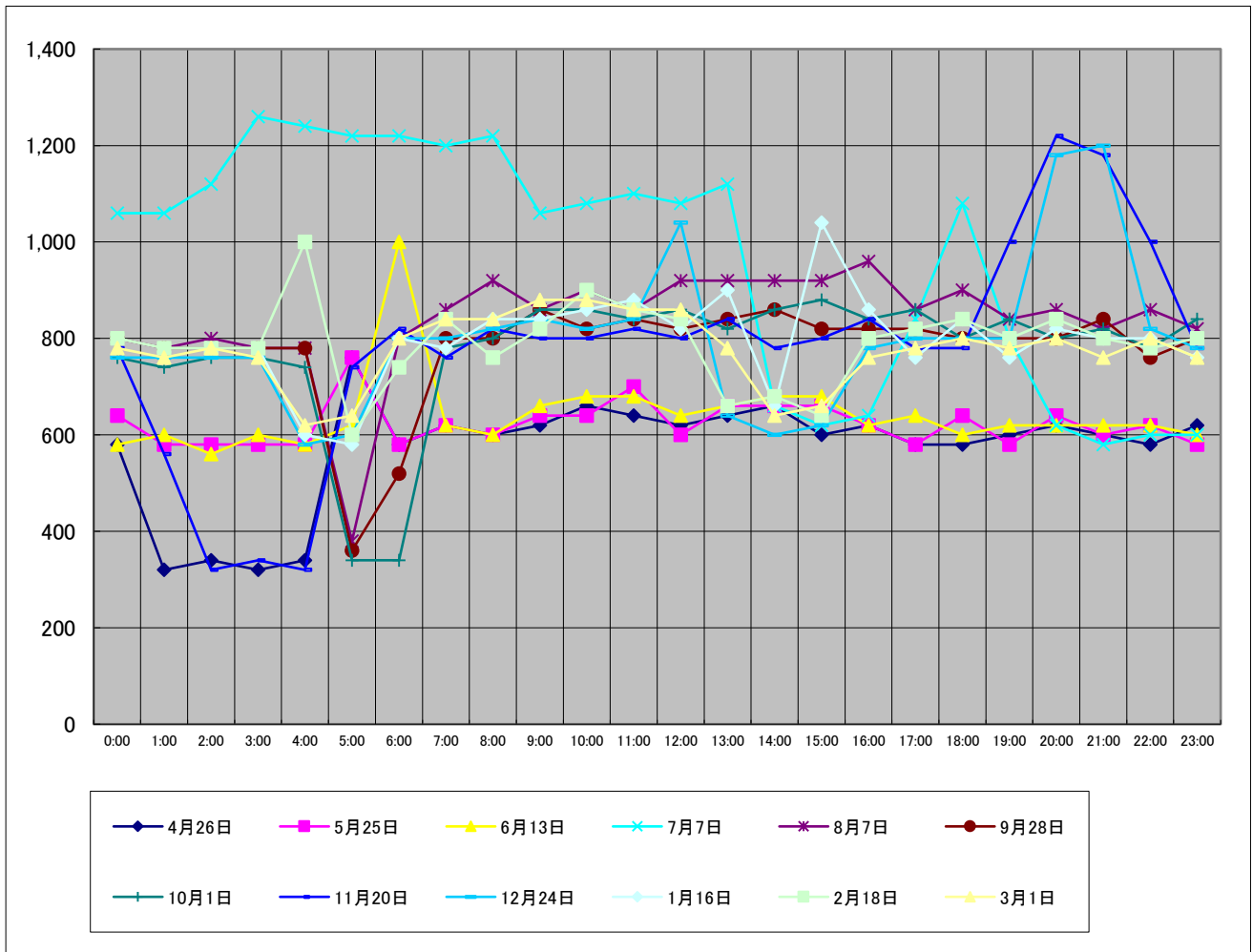
印

仕 様 書

区 分	仕 様 内 容
需 要 場 所 等	広島市東区牛田新町一丁目8番1号 広島市水道局牛田浄水場
受 電 設 備	牛田浄水場変電所
業 種 及 び 用 途	産業用
供 給 電 気 方 式	交流3相3線式
標 準 電 圧	20,000V (受電電圧22,000V)
標 準 周 波 数	60Hz
受 電 方 式	2回線受電 (常時回線及び予備回線)
契 約 電 力	1,100kW (契約上使用できる最大電力をいい、30分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。)
標 準 力 率	100%
予 定 使 用 電 力 量	5,792,973kWh/年
使 用 期 間	令和2年4月1日 0:00 ~ 令和3年3月31日 24:00
検 針 方 法	自動検針記録 (検針日は原則毎月1日)
電 力 量 計 (自動検針装置)	製造メーカー:富士電機メーター株式会社 型 式:FP3E14-R (パルス2,000pulse/kwh)
需 給 地 点	場内に設置した変電所の20kV配電線引込口の壁抜き用ブッシングの電源側端子 (壁抜き用ブッシングの所有は中国電力株式会社)
保 安 責 任 分 界 点	需給地点に同じ
財 産 分 界 点	需給地点に同じ
事 故 ・ 災 害 時 の 電 力 の 確 保	電力供給側の事故や災害により、広島市水道局牛田浄水場への電力供給が停止した場合には、他の小売電気事業者からの電力を確保することなどにより、業務に支障が生じることがないように努めること。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・自動力率調整 (中央監視盤による制御) を行っている。 ・入札価格の算定に当たっては、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まない。 ・小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は、小売電気事業者の負担とする。 ・その他必要な事項は、一般送配電事業者が定める託送供給約款による。

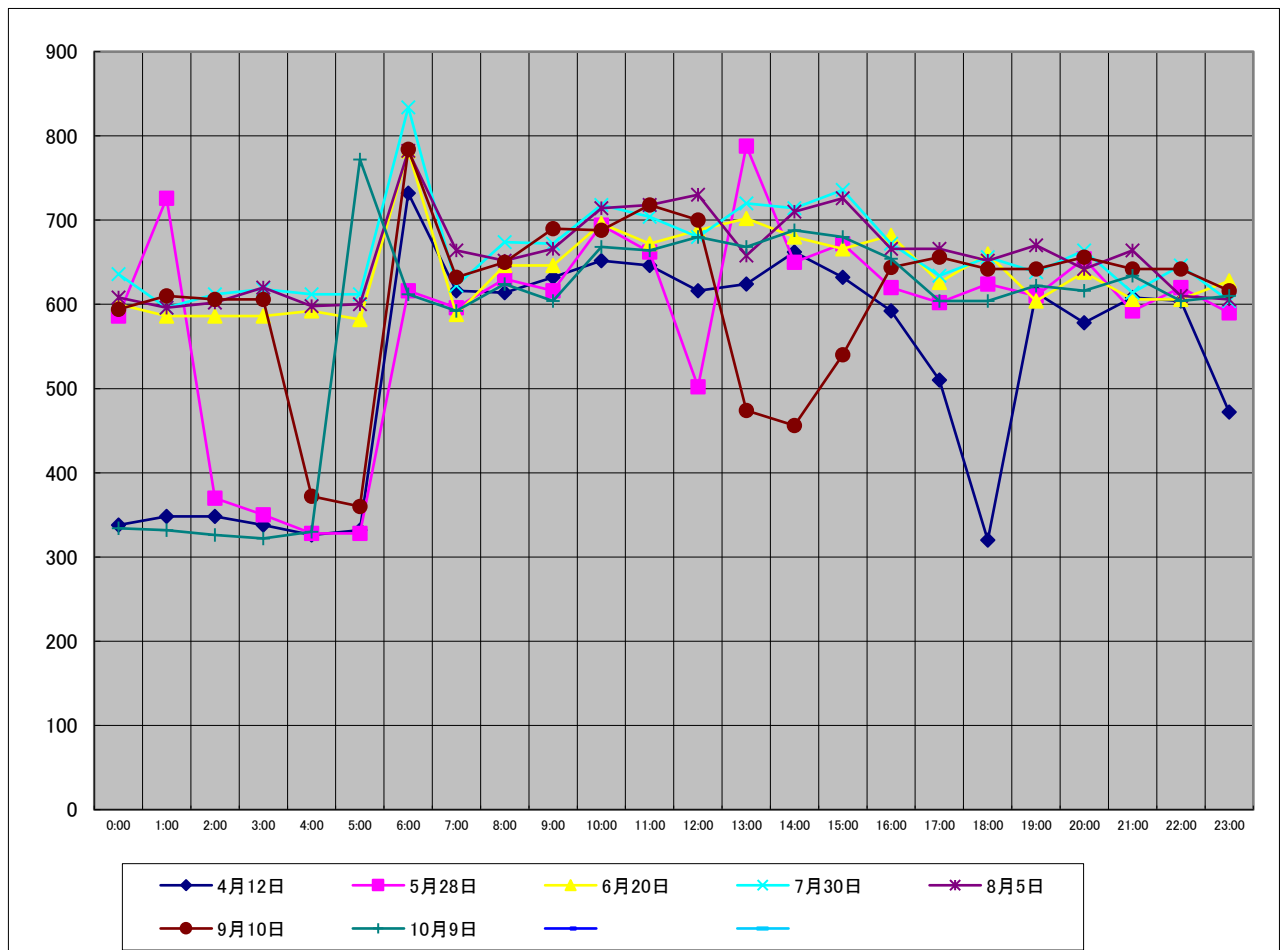
平成30年度最大使用電力日における負荷曲線（単位：kWh）

区分	4月26日	5月25日	6月13日	7月7日	8月7日	9月28日	10月1日	11月20日	12月24日	1月16日	2月18日	3月1日
0:00	580	640	580	1,060	800	800	760	780	760	800	800	780
1:00	320	580	600	1,060	780	780	740	560	760	780	780	760
2:00	340	580	560	1,120	800	780	760	320	760	780	780	780
3:00	320	580	600	1,260	780	780	760	340	760	780	780	760
4:00	340	580	580	1,240	780	780	740	320	580	600	1,000	620
5:00	760	760	620	1,220	380	360	340	740	600	580	600	640
6:00	580	580	1,000	1,220	800	520	340	820	800	800	740	800
7:00	620	620	620	1,200	860	800	780	760	800	780	840	840
8:00	600	600	600	1,220	920	800	800	820	820	840	760	840
9:00	620	640	660	1,060	860	860	860	800	840	840	820	880
10:00	660	640	680	1,080	900	820	860	800	820	860	900	880
11:00	640	700	680	1,100	860	840	840	820	840	880	860	860
12:00	620	600	640	1,080	920	820	860	800	1040	820	840	860
13:00	640	660	660	1,120	920	840	820	840	640	900	660	780
14:00	660	660	680	660	920	860	860	780	600	660	680	640
15:00	600	660	680	620	920	820	880	800	620	1040	640	660
16:00	620	620	620	640	960	820	840	840	780	860	800	760
17:00	580	580	640	840	860	820	860	780	800	760	820	780
18:00	580	640	600	1,080	900	800	800	780	800	840	840	800
19:00	600	580	620	800	840	800	840	1,000	800	760	800	780
20:00	620	640	620	620	860	800	800	1,220	1180	820	840	800
21:00	600	600	620	580	820	840	820	1,180	1200	800	800	760
22:00	580	620	620	600	860	760	780	1,000	820	800	780	800
23:00	620	580	600	600	820	800	840	780	780	760	800	760
合計	13,700	14,940	15,380	23,080	20,120	18,700	18,580	18,680	19,200	19,140	18,960	18,620



平成31年度最大使用電力日における負荷曲線(単位:kWh)

区分	4月12日	5月28日	6月20日	7月30日	8月5日	9月10日	10月9日					
0:00	338	586	600	636	608	594	334					
1:00	348	726	586	596	596	610	332					
2:00	348	370	586	612	602	606	326					
3:00	338	350	586	618	620	606	322					
4:00	326	328	592	612	598	372	330					
5:00	332	328	582	612	600	360	772					
6:00	732	616	782	834	782	784	612					
7:00	616	596	588	622	664	632	592					
8:00	614	630	646	674	652	650	624					
9:00	632	616	646	672	666	690	604					
10:00	652	694	696	718	714	688	668					
11:00	646	662	672	704	718	718	664					
12:00	616	502	688	680	730	700	680					
13:00	624	788	702	720	658	474	668					
14:00	662	650	680	714	710	456	688					
15:00	632	672	666	736	726	540	680					
16:00	592	620	682	672	666	644	654					
17:00	510	602	626	634	666	656	604					
18:00	320	624	660	656	652	642	604					
19:00	614	610	604	638	670	642	622					
20:00	578	654	638	664	642	656	616					
21:00	608	592	606	614	664	642	634					
22:00	604	620	606	646	610	642	604					
23:00	472	590	628	604	606	616	610					
合計	12,754	14,026	15,348	15,888	15,820	14,620	13,844	0	0	0	0	0



使用予定電力量及び実績

別紙 3

1 使用予定電力量（月別・時間帯別）

令和2年度	使用量見込 (kWh)	時間帯別累計																							
		0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00
4月	469,811	15,540	13,890	12,850	12,920	13,040	18,410	27,030	21,030	21,820	21,780	21,760	21,251	19,070	18,820	18,550	18,580	19,670	21,470	22,450	22,420	23,220	23,590	21,480	19,170
5月	484,291	16,020	14,320	13,250	13,310	13,440	18,970	27,870	21,680	22,500	22,450	22,430	21,901	19,660	19,400	19,120	19,150	20,270	22,130	23,140	23,120	23,940	24,320	22,140	19,760
6月	483,134	15,980	14,280	13,210	13,280	13,410	18,930	27,800	21,630	22,440	22,400	22,370	21,874	19,610	19,350	19,080	19,100	20,220	22,080	23,090	23,060	23,880	24,260	22,090	19,710
7月	517,312	21,510	21,400	20,210	18,530	18,190	22,530	23,510	22,340	22,450	23,570	23,190	23,832	21,070	21,110	19,800	19,910	20,950	21,950	22,050	22,190	22,120	22,540	21,340	21,020
8月	509,783	21,200	21,090	19,920	18,260	17,920	22,200	23,160	22,020	22,120	23,230	22,850	23,493	20,760	20,800	19,510	19,620	20,640	21,640	21,730	21,860	21,800	22,220	21,030	20,710
9月	472,707	19,660	19,560	18,470	16,930	16,620	20,590	21,480	20,420	20,510	21,540	21,190	21,767	19,250	19,290	18,100	18,190	19,140	20,060	20,150	20,270	20,210	20,600	19,500	19,210
10月	484,872	16,040	14,330	13,260	13,330	13,460	19,000	27,900	21,710	22,520	22,480	22,450	21,932	19,680	19,420	19,150	19,170	20,300	22,160	23,170	23,140	23,970	24,350	22,170	19,780
11月	472,126	15,620	13,960	12,910	12,980	13,100	18,500	27,170	21,140	21,930	21,890	21,860	21,356	19,160	18,910	18,640	18,670	19,760	21,580	22,560	22,530	23,340	23,710	21,590	19,260
12月	492,981	16,310	14,570	13,480	13,550	13,680	19,310	28,370	22,070	22,900	22,850	22,830	22,311	20,010	19,740	19,470	19,490	20,640	22,530	23,560	23,530	24,370	24,760	22,540	20,110
1月	481,977	15,940	14,250	13,180	13,250	13,370	18,880	27,730	21,580	22,390	22,340	22,320	21,837	19,560	19,300	19,030	19,060	20,180	22,030	23,030	23,000	23,820	24,200	22,040	19,660
2月	442,004	14,620	13,070	12,090	12,150	12,270	17,320	25,430	19,790	20,530	20,490	20,470	19,994	17,940	17,700	17,450	17,480	18,500	20,200	21,120	21,100	21,850	22,200	20,210	18,030
3月	481,975	15,940	14,250	13,180	13,250	13,370	18,880	27,730	21,580	22,390	22,340	22,320	21,835	19,560	19,300	19,030	19,060	20,180	22,030	23,030	23,000	23,820	24,200	22,040	19,660
合計	5,792,973	204,380	188,970	176,010	171,740	171,870	233,520	315,180	256,990	264,500	267,360	266,040	263,383	235,330	233,140	226,930	227,480	240,450	259,860	269,080	269,220	276,340	280,950	258,170	236,080

2 使用電力量及び最大需要量の実績

平成30年度

利用月	使用量 (kWh)	最大需要 (kW)
4月分	361,740	998
5月分	410,400	1,006
6月分	426,180	1,048
7月分	605,480	1,314
8月分	578,480	1,224
9月分	523,420	984
10月分	531,400	1,330
11月分	513,940	1,244
12月分	549,500	1,296
1月分	558,480	1,206
2月分	511,820	1,104
3月分	509,960	1,110
合計	6,080,800	

平成31年度

利用月	使用量 (kWh)	最大需要 (kW)
4月分	336,038	848
5月分	389,534	1,076
6月分	430,426	1,054
7月分	472,752	954
8月分	431,972	842
9月分	393,510	828
10月分	373,016	842
11月分	—	—
12月分	—	—
1月分	—	—
2月分	—	—
3月分	—	—
合計	2,827,248	

月	夏期昼間 時間電力 kWh	その他期 昼間時間 kWh	ピーク時 間 kWh	夜間時間 電力量 kWh	計
4月		240,258		229,553	469,811
5月		247,663		236,628	484,291
6月		247,071		236,063	483,134
7月	213,394		51,155	252,763	517,312
8月	210,289		50,410	249,084	509,783
9月	194,993		46,745	230,969	472,707
10月		247,960		236,912	484,872
11月		241,441		230,685	472,126
12月		252,106		240,875	492,981
1月		246,479		235,498	481,977
2月		226,037		215,967	442,004
3月		246,478		235,497	481,975
計	618,676	2,195,493	148,310	2,830,494	5,792,973

夏期昼間時間：7月1日から9月30日までの期間で、8時から22時までの時間とする。

ただし、ピーク時間及び休日等に定める日の該当する時間を除く。

その他季昼間時間：10月1日から翌年6月30日までの期間で、8時から22時までの時間とする。

ただし、ピーク時間及び休日等に定める日の該当する時間を除く。

ピーク時間：7月1日から9月30日までの期間で、13時から16時までの時間とする。

ただし、休日等に定める日の該当する時間を除く。

夜間時間：ピーク時間及び昼間時間以外の時間とする。

休日等：日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日。

1月2日～4日、5月1日2日、12月30日31日。

日別・時間別使用電力量の実績

別紙4

(単位：kwh)

令和元年8月

8月分	1日(木)	2日(金)	3日(土)	4日(日)	5日(月)	6日(火)	7日(水)	8日(木)	9日(金)	10日(土)	11日(日)	12日(月)	13日(火)	14日(水)	15日(木)	16日(金)	17日(土)	18日(日)	19日(月)	20日(火)	21日(水)	22日(木)	23日(金)	24日(土)	25日(日)	26日(月)	27日(火)	28日(水)	29日(木)	30日(金)	31日(土)	総合計
00:00~01:00	620	604	596	606	608	386	594	602	604	602	614	622	592	616	634	590	604	368	588	612	594	600	370	592	582	596	588	578	590	602	606	17,960
01:00~02:00	596	602	598	596	596	348	638	596	594	594	606	598	594	618	596	594	630	358	586	588	610	602	614	590	594	602	586	600	358	604	586	17,872
02:00~03:00	590	600	590	602	602	346	594	618	592	596	356	348	604	606	600	588	606	752	586	586	584	588	614	346	594	338	346	600	332	588	584	16,876
03:00~04:00	600	598	590	594	620	350	354	598	596	598	346	350	608	624	598	616	356	606	346	348	770	590	608	334	348	328	340	584	326	610	338	15,472
04:00~05:00	594	602	598	598	598	354	342	352	356	600	352	340	764	598	354	366	348	606	340	354	562	770	604	342	766	326	338	598	536	598	330	15,186
05:00~06:00	600	624	590	596	600	350	746	744	778	728	774	780	356	790	346	758	356	612	344	356	340	352	624	702	598	736	770	764	580	778	742	18,814
06:00~07:00	780	756	810	782	782	792	604	630	590	612	608	590	340	604	752	596	774	616	794	782	332	366	774	620	614	594	622	368	578	592	576	19,630
07:00~08:00	658	646	620	616	664	626	642	602	628	608	614	618	402	666	640	664	630	622	612	602	644	612	390	602	596	608	598	344	622	646	616	18,658
08:00~09:00	646	634	644	646	652	620	646	660	680	650	616	614	644	644	638	654	606	612	656	644	644	614	414	648	374	640	648	368	360	638	590	18,744
09:00~10:00	706	682	650	630	666	644	694	666	648	634	640	658	682	690	678	672	664	422	644	662	682	702	642	618	344	636	668	664	390	670	634	19,682
10:00~11:00	686	716	650	654	714	618	688	692	728	646	618	620	698	702	692	692	628	366	628	440	684	672	718	608	346	680	670	662	422	414	610	19,362
11:00~12:00	730	736	684	656	718	652	742	720	572	660	666	684	686	700	682	716	668	406	450	472	676	696	698	648	616	438	700	680	692	418	646	19,908
12:00~13:00	732	748	658	644	730	392	434	438	438	636	634	644	700	464	438	482	646	624	404	442	670	716	724	372	588	410	426	618	684	466	592	17,594
13:00~14:00	694	710	682	668	658	362	438	442	448	664	640	670	684	418	416	426	638	624	594	622	646	688	690	386	630	450	414	642	674	412	494	17,624
14:00~15:00	718	728	648	648	710	386	466	440	460	630	422	624	576	430	420	464	410	652	674	636	438	460	690	354	588	664	554	412	420	440	374	16,536
15:00~16:00	674	664	642	670	726	362	432	418	464	624	362	636	448	418	450	444	384	632	678	640	450	418	658	598	588	676	646	426	426	624	346	16,624
16:00~17:00	638	670	668	656	666	356	670	676	540	656	392	642	640	410	406	652	412	606	662	632	398	642	416	642	358	674	622	388	618	620	464	17,492
17:00~18:00	662	670	618	618	666	376	632	620	628	610	608	616	670	376	392	674	618	624	630	630	628	646	386	596	358	604	608	624	658	644	642	18,332
18:00~19:00	626	628	678	648	652	590	648	634	664	628	612	640	652	528	618	658	634	596	368	384	624	636	672	620	356	370	588	602	634	606	616	18,410
19:00~20:00	658	660	638	616	670	632	630	660	624	626	636	622	646	606	624	656	644	400	398	394	638	630	602	610	490	358	618	628	618	642	654	18,528
20:00~21:00	636	616	644	666	642	612	652	636	630	638	608	648	656	640	652	644	624	342	342	386	620	642	642	636	600	362	594	612	622	624	602	18,470
21:00~22:00	648	644	622	632	664	648	618	628	620	638	650	604	626	648	592	622	642	390	638	638	624	622	608	390	646	628	396	622	600	644	632	18,824
22:00~23:00	616	610	612	652	610	624	630	620	610	602	618	636	642	614	632	386	608	582	604	628	362	388	604	358	598	592	346	596	624	614	604	17,822
23:00~24:00	646	626	630	606	606	604	606	638	622	634	640	608	604	624	592	360	394	618	608	608	346	356	616	360	638	626	368	582	586	606	594	17,552
合計	15,754	15,774	15,360	15,300	15,820	12,030	14,140	14,330	14,114	15,114	13,632	14,412	14,514	14,034	13,442	13,974	13,524	13,036	13,174	13,086	13,566	14,008	14,378	12,572	12,810	12,936	13,054	13,562	12,950	14,100	13,472	431,972

令和元年10月

10月分	1日(火)	2日(水)	3日(木)	4日(金)	5日(土)	6日(日)	7日(月)	8日(火)	9日(水)	10日(木)	11日(金)	12日(土)	13日(日)	14日(月)	15日(火)	16日(水)	17日(木)	18日(金)	19日(土)	20日(日)	21日(月)	22日(火)	23日(水)	24日(木)	25日(金)	26日(土)	27日(日)	28日(月)	29日(火)	30日(水)	31日(木)	総合計
00:00~01:00	386	344	588	584	354	382	364	588	334	348	478	342	460	368	340	584	336	584	330	328	344	326	322	338	328	326	338	600	326	344	326	12,340
01:00~02:00	344	332	590	372	334	344	334	338	332	332	336	356	332	322	328	764	318	332	332	324	324	344	326	324	326	336	336	332	328	326	330	11,028
02:00~03:00	336	340	350	336	328	326	326	332	326	328	322	334	348	326	322	334	322	324	320	324	324	340	324	326	328	326	328	318	326	336	332	10,202
03:00~04:00	344	354	334	334	338	326	328	332	322	340	330	328	340	322	324	334	346	322	324	322	324	334	326	326	328	326	332	322	326	336	332	10,256
04:00~05:00	342	340	358	336	330	328	326	336	330	332	328	338	332	324	326	326	330	332	330	324	332	348	324	332	328	360	342	322	354	336	324	10,350
05:00~06:00	344	348	750	774	754	332	746	766	772	738	748	332	336	332	354	330	324	776	326	328	330	326	358	324	338	332	326	330	750	338	352	14,614
06:00~07:00	790	758	590	614	576	772	616	610	612	596	614	772	780	792	736	356	772	610	732	740	776	754	742	774	796	748	746	782	352	798	756	21,462
07:00~08:00	634	622	636	636	626	586	598	596	592	618	586	632	596	600	604	338	598	606	348	384	600	356	388	628	358	374	346	360	630	600	626	16,700
08:00~09:00	638	614	644	608	592	588	620	658	624	622	638	592	618	604	602	610	612	624	360	336	654	346	354	618	382	366	370	584	592	646	610	17,326
09:00~10:00	630	622	648	672	624	614	622	628	604	640	634	618	598	608	620	636	634	384	350	368	376	344	668	664	380	336	340	626	606	592	606	17,292
10:00~11:00	640	516	582	670	602	596	656	682	668	636	710	590	608	584	678	636	628	412	368	340	428	364	638	408	672	386	360	588	512	492	624	17,274
11:00~12:00	628	366	414	688	650	632	704	678	664	700	660	622	634	626	636	676	708	386	342	368	372	330	644	420	658	352	338	642	360	364	606	16,868
12:00~13:00	684	424	446	664	602	606	654	648	680	660	414	342	598	586	438	628	396	376	356	324	362	368	662	384	664	370	354	354	362	340	394	15,140
13:00~14:00	692	408	412	666	624	616	600	672	668	568	436	330	610	608	396	86	382	394	344	334	398	586	654	414	448	332	332	372	342	620	594	14,938
14:00~15:00	686	410	656	712	608	606	500	406	688	420	436	376	626	610	408	0	422	374	358	350	390	606	674	408	388	334	344	350	358	592	636	14,732
15:00~16:00	710	450	680	692	596	348	418	402	6																							